

(第6条関係)

## 承継届出書

令和 年 月 日

倉敷市長 へ

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

次の機械処理タイプディスポーザ排水処理システムについて、維持管理業務委託契約書に基づき承継することを届出ます。今後は当該システムの適切な維持管理を行い、裏面に掲げる条件を遵守します。

### 記

1 設置場所 倉敷市 \_\_\_\_\_

2 用途 戸建住宅 集合住宅 一般業務施設 特定業務施設

3 被承継者 \_\_\_\_\_

4 承継年月日 令和 年 月 日

5 ディスポーザ排水処理システム

(1) ディスポーザ部名称(型式) \_\_\_\_\_

(2) 排水処理部名称(型式) \_\_\_\_\_

## 条 件

- 1 申請時に維持管理業務委託契約が締結されている場合は、契約書の写しを提出すること。  
申請時に契約が未締結である場合は、契約確約書を提出し、契約締結後速やかに契約書の写しを提出すること。
- 2 契約期間完了後も本システムを継続使用する場合は、維持管理業者と契約手続きを行いシステムの機能、能力を維持できるようにすること。
- 3 本システムの性能が劣化するような改造を行わないこと。
- 4 システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等を3年間保存するとともに、必要に応じ、その資料を提出すること。なお、水質検査は年1回以上実施すること。
- 5 本システムの維持管理に関する資料を適正に保管すること。
- 6 他の者に本システムが属する建築物の譲渡等を行う場合は、譲渡等を受けた者に対し、本システムの適切な維持管理を行う地位を承継するものであること及び本書に掲げる条件を遵守することを説明し、理解を得ること。
- 7 ディスポーザの設置に際しては、設置する土地、建物、共同排水管の所有者その他利害関係人がある場合は、利害関係人の承諾を得てから届け出ること。
- 8 その他倉敷市が指示する条件